

安全就業だより

* 事故の発生状況 令和6年5月末日現在 *

新型コロナウイルスによるパンデミックも、昨年5月8日をもって感染症法上の位置づけが第2類から第5類となりました。WHOも収束宣言を出し、この3年間中断していた行事等も再開されて日常が戻ってきました。今夏も温暖化の影響で高温多湿が予想され熱中症のリスクが高まっております。コロナ禍で疲弊したシルバー世代には大変ですが体調管理を万全にして、長い夏を健康で乗り切りましょう！！

シルバー事業	3月～5月 発生分	前年同期 発生分
傷害事故	0	0
賠償事故	1	0
その他の事故	1	0
計	2	0

安全・適正就業強化月間



安全対策をしましょう！！

7月は「安全・適正就業強化月間」です。安全就業においては巡回パトロールで安全対策を講じ、事故撲滅に向けて取り組み、また、適正就業においては業務の受注及び会員の就業について、ガイドラインに沿った点検、見直しを行っていきます。



事故報告（3月～5月の発生状況）

昨年の同時期には、事故件数が0件でしたが今年は賠償事故が1件、その他の事故が1件発生しました。賠償事故についてですが個人宅で作業を行なった際、車の移動を依頼せずに作業した為、飛び石により、窓ガラスを破損してしまいました。会員の皆様には引き続き事故発生防止対策、危険予知を徹底され安全な除草作業をお願いします。

※ハンマーの使用条件が25°以上の急斜面では使用禁止になっていますので注意してください。除草機器の燃料タンクのキャップはきっちり閉めるように注意して下さい。

その他の事故につきましては、物損事故が一件発生しており、車を運転する時は安全運転をお願いします。

草刈作業安全パトロールの実施



令和6年度も6月～8月に4町で草刈作業の安全パトロールを実施します。今、安全適正委員会では飛び石事故防止の為に、防護ネット使用の徹底と道路近傍の除草時の安全確認を呼びかけています。

視察ポイント

- ① 服装・保護具（保護メガネ・ヘルメット）装着確認
- ② 朝礼での作業工程確認（防護ネット対策はされているか等）
- ③ 暑さ対策（熱中症対策）
- ④ 除草機器の適正使用



作業前にはもう一度確認を！！
事故防止は自身を守る事にもつながります